平成２４年（フ）第１４２３４号
神奈川県横浜市都筑区川和町1668―101
債務者　小田　登子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　久彰
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３０５号
埼玉県川口市青木３丁目11―36―203
債務者　吉田　和正
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永瀬英一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４４１号
東京都中野区鷺宮３丁目41―12
債務者　景山　能成
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新城早智子
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４６４号
東京都世田谷区砧４丁目13―20―102
債務者　長谷　晴久
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋定　和宏
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４６５号
東京都足立区六月１丁目10―22―203
債務者　北林　忠正
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池麻由子
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４７３号
東京都中野区野方３丁目25―11
債務者　川村　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　丈介
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６８４号
仙台市太白区富沢３丁目25番25―501号、従前の住所仙台市太白区大野田１丁目３番２―512号
債務者　鴻巣　隆一
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６９５号
仙台市太白区富沢３丁目25番25―501号
債務者　鴻巣　玲子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８１１号
仙台市宮城野区東仙台３丁目６番28号　荒木コーポ203
債務者　成瀬キミ子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
宮城県大崎市古川江合寿町１丁目４番12号　サンヒルズカトレア201号
債務者　伊藤みゆき
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４３８号
茨城県桜川市西小塙1755番地
債務者　谷川　紀子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４６号
茨城県つくば市泊崎37番地40、前住所茨城県つくばみらい市谷井田2163番地11
債務者　木村　尚巨
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７１号
茨城県石岡市真家2502番地89
債務者　篠原　義明
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３９８号
石川県野々市市本町３丁目１番７号　布水ドエル104号、従前の住所石川県野々市市高橋町５番28号
債務者　大筆　成美
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４２６号
金沢市横川２丁目97番地　サンピア横川108
債務者　畑下　待子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４３５号
金沢市桂町４街区１番地１　養護老人ホーム向陽苑木曳野、従前の住所石川県白山市坂尻町ヘ35番地80、従前々の住所石川県白山市尾添ヌ212番地
債務者　浅藤　和美
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
金沢地方裁判所